

第2次宇陀市総合計画の概要 及び策定の背景について

平成29年12月21日(木)

宇陀市 企画財政部 企画課

1.総合計画策定趣旨及び必要性について

(1) 現行総合計画について

- 平成20年に現行総合計画を策定してから、本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化
- 総合計画の在り方についても、大きく変化

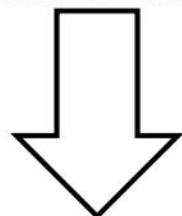
【総合計画の在り方の変化】

- 地方自治法改正（平成23年）により総合計画（基本構想）の策定義務が廃止
- 廃止は地方分権改革における国から地方への「義務づけ・枠付けの見直し」の一環
- 基本構想や総合計画が役割を終えたということではなく、市区町村の主体性や自主性の尊重と創意工夫の発揮を期待する観点から措置されたもの
- 策定及び議決を経るかどうかは自治体の判断による

1.総合計画策定趣旨及び必要性について

(1) 現行総合計画について

- 本市では、現行総合計画が平成29年度に計画期間の終了
- 総合計画は本市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すもの
- 市民にまちづくりの長期的な展望を示すもの



法的な策定義務がなくなっても引き続き策定すべき

- 第2次総合計画の策定に向けて取組み
：本市を取り巻く内外の情勢の変化を的確に捉え、中長期的視点に立ち、新たな時代に対応できる行政指針を示す

2.策定にあたっての基本的な考え方について

- (1) 目標の設定と成果の捕捉による戦略性の高い計画へ
- (2) 社会の変化に対応する仕組みの登載
- (3) 複雑化、多様化する課題への組織横断的な対応
- (4) 住民と行政との協働による策定と推進
- (5) 総合計画を中心とした行政評価、予算編成、組織編制、定数管理、人事評価等の経営ツールの連動の確保
- (6) 重要事業の着実な推進と安定的な行政運営への移行

2.策定にあたっての基本的な考え方について

(1) 目標の設定と成果の捕捉による戦略性の高い計画へ

- 地方自治体の財政運営は今後も厳しい状況が続く予想
- 地方分権改革の推進
- 自治体が自らの特色と地域資源を生かし、課題を解決しながらまちづくりを進めていく必要性



- 限られた行政資源をより効率的・効果的に活用すること
- 次期総合計画においては、市のまちづくりの戦略を明確化し、重点的に取り組む事柄を示す必要性



- 戦略を明確化するにあたっては、総合計画が「何を目指し、どれだけ達成するのか」という目標を明確化
- 成果が把握でき、評価を適正に行うことができる必要



- 政策、施策の方向を示す基本構想、目指すべき水準とそのため
の手法を示す基本計画で構成

2.策定にあたっての基本的な考え方について

(2) 社会の変化に対応する仕組みの登載

- 本市においても人口減少が加速
- 人口減少に合わせて少子高齢化も進行
- 産業構造も第1次産業、第2次産業の従事者が減少
- 第3次産業の従事者が増加



- 社会環境が大きく変化する中にあるのは、当然のように行政に対する市民のニーズの変化が想定

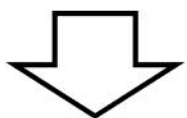


- 社会環境の変化に合わせて総合計画を形骸化させずに運用していくため、総合計画を市長マニフェストや市民のニーズにあわせて変更する仕組みづくり

2.策定にあたっての基本的な考え方について

(3) 複雑化、多様化する課題への組織横断的な対応

- 行政運営が縦割り組織による弊害



- 市民ニーズの多様化や社会環境の変化から、一つのセクション（部署）で解決することが出来ない課題が数多く発生

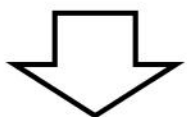


- 課題に対し、解決策を明確化
- 各セクション（部署）が具体的に役割分担
- 解決に向けて取組みの進め方の方針を明確化

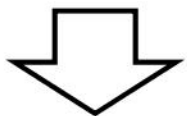
2.策定にあたっての基本的な考え方について

(4) 住民と行政との協働による策定と推進

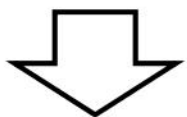
- 策定のそれぞれの段階において、様々な形で様々な市民が参画できる機会を設定



- 市民と行政とが役割分担



- 協働しながら市の現況や市民のニーズを踏まえた計画づくり



- 策定後の進捗管理においても、成果や評価の透明性を高める
- 市民参画や市民協働を意識して計画を推進していく必要性

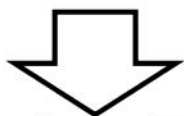
2.策定にあたっての基本的な考え方について

(5) 総合計画を中心とした行政評価、予算編成、組織編制、定数管理、人事評価等の経営ツールの連動の確保

- 行政改革の一環として、各担当部署において行政評価や定数管理、人事評価など、様々な仕組みを構築済み
- 個々の仕組みは機能しているものの未連動や重複があり



- 行政運営の仕組みとして必ずしも最適化が図られていない



- 本市で運用している様々な仕組みを「全体」として機能させるため、全ての仕組みを同じ方向に調整する必要性
- 「行政運営の核」として総合計画を位置付け

2.策定にあたっての基本的な考え方について

(6) 重要事業の着実な推進と安定的な行政運営への移行

- 平成28年度より地方交付税の合併による算定替えが段階的縮減期間
- 平成27年国勢調査の結果により人口減少分も算定に反映



- 地方交付税の減額が本格的に始まった
- 財政規模の縮減が必要
- 新市まちづくり計画についても、平成32年度で完全に終了
- 優良債である合併特例債の活用期間も終期



- 平成32年度までに緊急かつ重要な事業を着実に推進
- 平成33年度以降については、宇陀市本来の財政規模における安定的な行政運営の中での実行できる計画を目指す

3.総合計画策定の根拠について

- 本計画は、宇陀市におけるまちづくりの最上位に位置づけ
- 基本構想・基本計画について、策定根拠となる「宇陀市総合計画策定条例」を制定し、実効性を確保

4.総合計画の期間について

- 現行総合計画では、基本構想が10年（平成20年から平成29年）
- 基本計画を前期・後期それぞれ5年



- 市長の任期4年とは連動しておらず、策定時期も市長選挙の時期と異なるため、市長の政策方針の総合計画への反映に苦慮



- 次期総合計画については、市長の政策方針を総合計画に反映しやすくするため、計画期間を12年間（平成30年度から平成41年度）で設定
- 市長選挙後に合わせて中期年（平成34年度）後期年（平成38年度）に見直し

4.総合計画の期間について

◆現行総合計画期間と今後

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42			
市長任期	前田市長任期 4年				竹内市長任期 4年				竹内市長任期 4年				市長任期 4年				市長任期 4年				市長任期 4年							
選挙時期	選挙				選挙				選挙				選挙				選挙				選挙				選挙			
改正年度			策定					見直し					見直し				見直し				見直し							
計画期間			前期策定	第1次総合計画				前期終了	後期策定	10年				後期終了	前期策定	第2次				前期終了	後期策定	10年				後期終了	前期策定	第3次
			前期計画 5年					後期計画 5年					前期計画 5年					後期計画 5年					前期					

※基本計画期間が10年だと市長任期と総合計画期間が連動していない

4.総合計画の期間について

◆次期総合計画期間

年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46		
市長任期	新市長任期 4年				新市長任期 4年				新市長任期 4年				新市長任期 4年						
選挙時期	選挙				選挙				選挙				選挙				選挙		
改正年度	改定				見直し				見直し				改定				見直し		
計画期間	前期策定	第2次			前期終了	中期策定	総合計画		中期終了	後期策定	12年		後期終了	前期策定	第3次総合計画			前期終了	12年
	前期計画 4年				中期計画 4年				後期計画 4年				前期計画 4年						

※計画を4年の倍数とすることで、市長のマニフェストが総合計画に反映しやすくなる。

5.次期総合計画に求める役割について

① 地域を経営していく総合指針

- 市行政においては、地方分権時代にふさわしい自律・自立（自己決定・自己責任）のまちづくりに向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための地域経営の総合的な指針

② まちづくりの共通目標

- 市民に対しては、今後の本市のまちづくりの方向性と必要な施策をわかりやすく示し、市民がまちづくりに参画・協働するための、まちづくりの目標

③ 他団体との調整役と分野別計画の指針

- 他の行政機関等との相互調整としての役割や各分野別に策定する分野別計画の指針

5.次期総合計画に求める役割について

◆次期総合計画策定にあたっての留意点

◇行政経営システムとしての視点

- 総合計画と個別計画群との整合性
- 施策・事業の実効性
- 総合評価と他のマネジメントシステムの連携
(行政評価・人事評価・行財政改革等)

◇市民との協働を図る上での視点

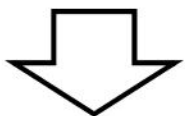
- 総合計画策定における市民参加手法
- 政策形成プロセスへの市民意見の反映

◇第2次総合計画策定の必要性等（地方自治法の改正）

- 策定根拠の設定（議決範囲）
- 計画期間・構成等の設定

5.次期総合計画に求める役割について

- 進行管理を行った結果、「目指す姿」と「指標」の連動性が不明確
- 「役割分担」と「行政の取り組み」の対応が不完全



- 構成要素の互いの連動や関係性の整理の必要性
- 現行総合計画は3層構成



- 次期総合計画では、急激に変化する社会経済状況に迅速かつ柔軟に対応できるように、従来の3層構成から2層構成に簡素化